

2003年度の泉佐野市の市政運営と予算編成に関する申し入れ書

泉佐野市長
新田谷 修司 殿

2002年 12月 日
日本共産党泉佐野市委員会
日本共産党泉佐野市議会議員団
代表 伊藤百合子

自民党・公明党・保守党を代表とする小泉内閣は、聖域なき構造改革として不良債権の早期処理の加速や大銀行の貸しはがし、大企業のリストラ応援、年金医療改悪などで、国民に負担増と所得減から消費を冷え込ませ、日本経済は景気の悪化が急速に進んでいる。不況とリストラで完全失業率は5.5%、完全失業者は360万人、企業の不況型倒産が戦後最悪の水準となっている。なによりも、アメリカの押し付けによる国と地方合わせて50兆円が注ぎこまれている公共事業は、ムダを省いて半減し社会福祉を充実する。リストラ合理化など大企業の横暴を押さえ、経済の民主的ルールを確立し雇用拡大・不況打開を求める。

企業団体献金や官僚の天下り禁止、情報公開など政財官の癒着を断ち切り、国民に負担を押しつけない真の行政改革を求める。地方分権は、財源保障など地方自治拡充を求める。

また、アメリカの戦争に国民を強制動員する有事法制は、戦闘活動をしている米軍への輸送、補給、医療などの支援を行うことは戦闘行為であり、明らかに憲法違反である。今こそ国連憲章、日本の平和憲法、本市の非核平和都市宣言を守る態度を明確にし、関西国際空港や港湾、立病院の軍事使用などを認めず、核も基地も軍事同盟もない非核、中立、平和の日本を求める。一方、イラクが国連安保理の査察を受け入れたいま、アメリカのイラク攻撃計画は、国連決議を遵守するよう国に強く求める。さらに北朝鮮による拉致事件は、事件の徹底解明と責任者の厳正な処罰、被害者への謝罪と補償を強く求めるが、日朝国交正常化の前提条件としないよう国に求める。

以上、憲法と地方自治の本旨をふまえ、本市の2003年度の市政運営と予算編成について、次の諸点を基本とするよう申し入れる。

- 一 関西国際空港やりんくうタウンなどの空港関連開発に泉佐野市の将来を託す町づくりをやめ、住民こそ主人公の町づくりをすすめる。
- 二 大型開発事業の凍結見直し、同和事業にメスを入れ財政を再建する。
- 三 同和行政、同和教育は全面的に終結する。
- 四 福祉、教育優先で、市民のくらし地元産業の活性化の要求にこたえる。
- 五 清潔、市民参加、情報公開で、市民本位の行財政運営をすすめる。

一 町づくりと空港問題は住民本位をつらぬく

- ① 関空中心の「市総合計画」は、すべての情報を公開し、市民・職員の参加でくらし・地元産業に活力をつけるものに見直す。
- ② 関空問題は、過大な需要予測ですすめている二期工事の中止を求める。新ガイドラインにもとづく軍事使用に反対する。地盤沈下などのすべてのデータを公開し、科学的で全面的な対応策をとる。
- ③ 生活幹線道路、下水道、公園の整備・緑化の促進を計画的にすすめる。南海本線と空連道の高架下の利用を住民本位に具体化する。
- ④ 住民サービスセンターを併設した公民館、図書館を日根野地域に建設する。
- ⑤ 旧市域の町づくりは高齢者福祉と商業振興、文化・歴史遺産の保存など総合的な計画を策定し、具体化する。町の活性化からも防災の点からも土丸栄線延伸の早期着工を国・府に求める。駅上東・駅前再開発事業は、地元住民の合意で市民に役立つものにする。日根野区画整理事業は市民本位に見直す。
- ⑥ ゴミの分別収集は市民の意見を取り入れて改善する。また、家電リサイクル法の規制など製造者やスーパーなどの責任強化を求める。関西空港、JR・南海鉄道、高速道路などの騒音・振動・大気汚染などの環境に関する協定・覚書を遵守させる。
- ⑦ 歩行者優先の交通安全対策、車椅子で安全に通行できるお年寄りや障害者にやさしいバリアフリーの町づくりをすすめる。南海・JRに駐輪場対策と、羽倉崎駅・井原里駅の反対側に改札口設置を求める。
- ⑧ 空港島への南ルートなど大企業のための「大阪ベイエリア法」にもとづくこれ以上の開発をやめる。りんくうタウンに「カジノ」誘致はやめ、府民と地元に役立つものに見直しを求める。
- ⑨ 「開発指導要綱」は、周辺住民の合意、オフィスビルなどへの適用、高層建築や大規模開発にゴミ処理計画及び交通計画の提出を求めるよう改める。市街化区域の農地を守り、都市計画審議会の付帯意見を具体化する。
- ⑩ 阪神淡路型震災に対応できる防災体制の確立と地震観測と予知の体制強化を国・府に求める。

二 福祉を充実させ、くらしを守る

○ 市に求める

- ① 国保料は、年度当初の1億円繰り入れを堅持する。乳幼児通院医療費助成を就学前まで拡充する。老人医療費助成に努力する。老人入院見舞金、緊急生活資金、新婚家庭の家賃補助制度を創設する。小規模作業所に対し、家賃・施設・運営費の補助に努力する。低所得者の固定資産税の減免制度を拡充する。

- ② 公的責任を果たすため保育所の民営化をやめ、新設など無認可保育所への助成を拡充する。保育所建替えの年次計画をつくり、自園調理、プール建設をすすめる。
- ③ 障害者の支援制度サービスを低下させない新障害者計画をつくる。介護保険の保険料・利用料の軽減措置を拡充する。認定基準を実態に見合ったものにし、オンブズパーソン制度。不服申し立て制度を創設する。
- ④ 介護支援センターを佐野中校区に新設し、保健婦・ヘルパーなどを配置し「保健・福祉・医療ステーション」をめざす。当面、町会館・長生会館を活用し「憩いの場」として助成する。
- ⑤ 障害者・高齢者のケア一付き住宅の建設、住宅改造への助成を拡充する。紙オムツの給付、福祉タクシー制度を拡充する。
- ⑥ 市内巡回バスは「逆コース」を新設し、泉佐野駅などで乗車券を発行する。
- ⑦ 保健センターの「健康カード」作成で検診、予防策の拡充、医療・保健・福祉の連携を強化する。保健婦増員、理学療法士・作業療法士・心理発達指導員を配置する。
- ⑧ 市立病院は、高度医療だけでなく再診患者を確保し、また人工透析を実施する。保健施設・介護支援センターを併設し、地域医療と連携し、訪問診療を充実する。
- ⑨ 女性センター建設を検討する。
 - 国・府に求める
 - ① 消費税の廃止をめざし、当面3%に食料品を非課税とする。
 - ② 年金制度の改悪を撤回し、一人あたり10万円の基礎年金など年金制度を拡充する。
 - ③ 介護保険は、基盤整備、低所得者の保険料・利用料の公的負担制度、40歳以上の介護が必要な人を介護手当の対象とし財源措置をとる。
 - ④ 「障害者プラン」の新行動計画を具体化し、施設、人的体制を充実する。小規模作業所の重度加算制度、家賃・施設・運営費の補助を拡充する。重度障害者施設「なかまの里」などを実態に応じた補助制度に改善する。
 - ⑤ 福祉施設への人的・物的助成を継続する。
 - ⑥ ガン検診、乳幼児検診の無料化を継続する。保健・医療・福祉の連携の役割を果たせるよう人的体制を拡充する。
 - ⑦ 医療制度の改悪を元にもどし、引き継ぐ改悪計画を撤回する。府の老人医療費助成制度・福祉見舞金を復活する。
 - ⑧ 「子どもの権利条約」を生かし、子ども・障害者の発達保障など実効ある施策をすすめる。
 - ⑨ JR・南海の駅舎や公共施設のエレベーター・エスカレーター設置に補助を拡充する。

三 ゆきとどいた教育・文化・スポーツの振興

- ① 学校週五日制は、子どもと教師のゆとりをすすめる学習内容の精選で新指導要項の見直しをすすめる。
- ② 国民の教育権を保障し、教育基本法の見直しに反対する。「君が代」「日の丸」の押し付けをやめる。教育条件の切り下げ、保護者の教育負担を増大させる「府教育改革プログラム」の抜本見直し、再検討を府に求める。
- ③ いじめや非行、不登校をなくすため、30入学級を国に求めるとともに市独自で少人数学級を実施する。養護教員を複数配置し、教師を支える専門家と保護者・地域が力を合わせて援助する体制を強化する。
- ④ 副読本「にんげん」の配布など同和偏重の教育は廃止する。同和校の指定をなくし、加配教員は教育困難校へ配置する。
- ⑤ 備品・通学費など教育費の保護者負担を軽減する。就学援助の認定基準となる総所得の引上げをおこなう。課外クラブ活動の施設や指導者を充実し、活動費をふやす。
- ⑥ 中央小学校の普通教室の確保や老朽化した学校施設建替え・改修の年次計画は、必要に応じて前倒しですすめる。修繕が必要な個所は、早急に補修し安全の確保をはかる。職員室などの冷暖房設置、保健室や体育館に電話を設置するなど職場環境の整備をはかる。
- ⑦ 通学路の安全点検をし、その対策を講じる。小・中学校の通学区について適正な見直しを検討する。
- ⑧ 学校施設の開放、空き教室の多目的利用の促進などで開かれた学校にするため、指導員の配置など条件整備を計画的にすすめる。地域での公園、児童館など施設整備をすすめる。
- ⑨ 中学校のスクールランチは、アンケートにもとづき抜本的に改善する。
- ⑩ 公立幼稚園は希望者の全員入園を保障し、幼稚園民営化は撤回する。また3年保育を早期に実施し、保育料値上げをやめ幼稚園バスに専任乗務員を配置する。
- ⑪ 障害児の教育権を保障し、適正な就学をすすめる。障害児教育は専門家を配置し、待遇を改善する。関係者の協議を基本に「就学指導委員会」を改善・強化する。
- ⑫ 埋蔵文化財、歴史遺産の保存をはかる。
- ⑬ 佐野中校区にプール建設を早期にすすめ、小学校区ごとの建設を検討する。グランド、スポーツ施設の設置をすすめる。スポーツ指導員の養成で「一人ワンスポーツ」の推進と自主的スポーツ団体への援助を拡充する。

四 地場産業・農林漁業をまもる

国がすすめる不良債権処理の促進でなく消費税、所得税、住民税などの減税や医療・介護保険などの負担軽減で国民の購買力を高め、生活道路・下水道・公園・住宅・教育など生活密着型の公共投資で国民本位の不況打開を求める。大企業のリストラ、海外進出、単価の切り下げなどによる下請けいじめをやめさせる。不公正なカット合意協定の再交渉を求める。

○ 商工業の振興をはかる

- ① タオル・綿布などの地場産業をまもるため、セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動を国に求める。リソースセンターの活用など業者参加で技術革新や共同化、民主的振興計画を国・府の援助を求めて実施する。
- ② 中小企業振興条例を制定する。利子補給の削減を元にもどし、保証料の助成を行う。
- ③ 中中小売業者を保護する「大店法」の復活を国に求める。大型店舗などの一方的な進出・撤退を市独自で規制できる措置を検討し、小売商店の振興を支援する。
- ④ 公共事業の発注は地元業者を優先する。
- ⑤ 犬鳴山周辺の自然と溪流を生かす美観地域を設定し、自然環境を保全する。ハイキングコースなどを生かし、歴史・文化施設の整備の補助を拡充する。

○ 農林漁業をまもる

- ① 農業を基幹産業のひとつとして位置づけ、食料の自給率を高めるよう国に求める。輸入しながらの減反拡大をやめ、当面、政府買い入れ価格の生産者米価を60キログラムあたり2万円の基準にする。
- ② 農業振興ビジョンを具体化し、実施計画をつくる。セーフガードの発動で輸入を規制し、地場産業の主要野菜の価格安定対策と価格保障の基準引き上げを国に求め、農地の株式会社参入に反対する。
- ③ 遺伝子組換えなど安全制が確認されないまま野放しの食品輸入の規制を国に求める。
- ④ 生産緑地内での営農を保障し、市街化地域の農地も固定資産税の減免など農業振興を講ずる。
- ⑤ 抜本的な農業後継者育成制度と相続税減免の継続を国に求める。
- ⑥ 営農支援センターを活用して、農業まつり、産直活動、朝市などの自主的事業を積極的に支援する。
- ⑦ ため池、農水路、農道の改修を住民合意ですすめる。
- ⑧ 休耕田などを市民農園、福祉農園として活用する。
- ⑨ 畜産振興をはかる。畜産公害防止対策、とくに悪臭問題は抜本対策をすすめる
- ⑩ 漁業の振興を関係者の意見を聞いてすすめる。
- ⑪ 海辺を生かし、釣り場を確保する。
- ⑫ 関係者の意見を生かし、木工教室など間伐木材を利用した振興策をすすめる。

五 同和行政を終結し、一般行政に移行する

- ① 同和行政を終結し、一般行政に移行する。部落問題の解決に逆行する「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」は廃止する。
- ② 同和関連部局は廃止する。女性政策室は、企画室におき独立したものにする。
- ③ 同和公共施設（住宅、保育所、人権文化センター、青少年体育館、青少年広場、共同浴場、診療所など）は、一般公共施設に条例を改正する。鶴原と下瓦屋の同和公共施設を統合し、老人福祉施設は「解同」関係者の委託をやめ、ヘルパー（非常勤）と利用者の自主的活動に切り替える。
- ④ 「人権協会」への団体補助金を打ち切る。下水道関係の補助・減免をやめる。
- ⑤ 保育料、住宅使用料、保育所・保育士の加配や保育用品支給、主食支給、ふとん借り上げなどを一般並に見直す。
- ⑥ 人権文化センターの職員が相談に応じる「総合相談」をやめる。青少年指導員は減員し、人権文化センターとともに三中の「立場宣言」「促進学級」を廃止する。「講座」を自主的クラブ活動に見直す。
- ⑦ 同和優先の「人権啓発」や研修をやめる。
- ⑧ 一般を含めた「自主的学習会」は、学校での指導補充にゆだねる。

六 地方自治をまもり、市民本位の行財政に

○ 市民本位の行財政運営に改善する

- ① 空港連絡橋など関空会社への固定資産税の減免をやめ、りんくうタウンを適正に課税する。高金利の地方債を繰り上げ償還し、低金利に借り替える。特に関空関連の府特別貸付債は、さらに、下水道関連の金利の引き下げと償還の延長を求める。非課税となっている宗教法人の固定資産税を地方税第348条第2項第3号にもとづき適正に課税する。電柱、地下埋没など独自の税財源確保をすすめる。
- ② 同和を冠とする施策を終結し、公正な基準により一般施策の拡充をすすめる。
- ③ オンブズパーソン制度をつくる。市長につづき議員などの資産・収入の公開、企業の献金禁止などの政治倫理条例を制定し、ガラス張りで清潔な市政にする。
- ④ 職員配置は、市民サービスを第一とする。恒常的な業務は必要な正職員を配置し、非常勤などの均等待遇をすすめる。人権啓発などの同和関係職員を見直し、適正に配置する。サービス残業をなくす。
- ⑤ シルバーへの仕事を拡充し、町会・団体などの環境美化、デイサービスに補助を行い高齢者などへの生きがいを支援する。

○ 地方自治をまもり、国・府に求める

- ① 国と自治体の財源配分を見直し、所得課税の応分の税移譲をおこなう。地方債の償還期間を60年に引き上げる。
- ② 介護保険基盤整備のための補助制度をつくる。保険料、利用料の低所得者対策をすすめる。
- ③ 市民のために空港関連地域整備の財源対策を求める。浸水対策への財源補助制度を復活する。
- ④ 老朽化した教育施設の改善、完全週5日制などに対応する社会教育施設に補助する。
- ⑤ 大企業のための「民活」方式による事業をやめ、教育・福祉の民営化に反対する。
- ⑥ 都市間の格差是正のため級地基準を実態にあわせ引上げる。
- ⑦ 市町村合併のおしつけに反対し、行財政情報の公開で市民の意志を尊重する。
- ⑧ 府の老人・母子・障害者へ医療制度の補助継続を求める。

以上